

食安輸発0407第2号  
平成22年4月7日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

モニタリング検査の強化について  
(中国産えだまめ及びその加工品)

平成22年度輸入食品等モニタリング計画については、平成22年3月30日付け食安輸発第0330第2号に基づき実施しているところです。

今般、モニタリング検査の結果、中国産冷凍えだまめにおいて食品衛生法違反の事例があったことから、下記により検査等の実施方よろしくお願いします。

記

1 対象食品

中国産えだまめ及びその加工品(簡易な加工に限る。)

2 検査項目及び検査頻度

- (1) JINHUA TIANYUAN FOODS CO.,LTD.が製造又は輸出した1の食品が輸入届出された場合は、貨物を保留の上、輸入者に対し、フェンプロパトリンに係る自主検査を実施するよう指導すること。
- (2) 1の食品について、残留農薬(フェンプロパトリンを含む。)に係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げて対応すること。

(参考)

1. 品名: 加熱後摂取冷凍食品(凍結直前未加熱)えだまめ
2. 生産国: 中国
3. 製造者: JINHUA TIANYUAN FOODS CO.,LTD.
4. 検査結果: フェンプロパトリン 0.02ppm(基準値: 0.01ppm(一律基準))
5. 検疫所: 福岡検疫所(届出受付番号: 第93004632712号2欄)
6. 輸入者: クラレイ株式会社